

議案第 23 号

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 29 年 7 月 27 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

平成 29 年 8 月からの東広島北部学校給食センター開所に伴い、教育委員会事務局の組織体制として、学校教育部学事課の北部学校給食センター準備係を廃止するとともに、学校給食センターに置く職の整備を行うものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第 17 条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(東広島市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の表学校教育部の部学事課の項中「、北部学校給食センター準備係」を削る。

第6条第2項の表北部学校給食センター準備係の項を削る。

第14条第1項中「八本松学校給食センター、福富学校給食センター、豊栄学校給食センター、河内学校給食センター」を「東広島北部学校給食センター」に改め、同条第2項第6号中「及び保育所給食(東広島学校給食センター及び西条学校給食センターを除く。)」を「、保育所給食(西条学校給食センター及び東広島北部学校給食センターに限る。)及び認定こども園給食(東広島北部学校給食センターに限る。)に改める。

(東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会職の設置に関する規則(平成19年東広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2組織規則第14条に規定する学校給食センター(以下この部において「センター」という。)の部中

「

所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。
------	------------------------------	----------

」

を

「

所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。
専門員	上司の命を受け、所定の専門事項の調査、研究又は審査等を行う。	必要に応じ置く。

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）新旧対照表【抜粋】

新			旧		
(事務局の内部組織) 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。			(事務局の内部組織) 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。		
部	課	係等	部	課	係等
学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係
	学事課	学務職員係、保健給食係		学事課	学務職員係、保健給食係、 <u>北部学校給食センター準備係</u>
	指導課			指導課	
	青少年育成課	青少年係		青少年育成課	青少年係
生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係
	文化課	文化財係、芸術振興係、調査係		文化課	文化財係、芸術振興係、調査係
(学校教育部の分掌事務) 第6条 -略- 2 学校教育部学事課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 学務職員係 -略- 保健給食係 -略-			(学校教育部の分掌事務) 第6条 -略- 2 学校教育部学事課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 学務職員係 -略- 保健給食係 -略- <u>北部学校給食センター準備係</u> <u>(1) 東広島北部学校給食センターの開所の準備に関すること。</u> <u>(2) 学校給食センターの再編に係る調整に関すること。</u>		
3 -略- 4 -略- (学校給食センター) 第14条 東広島市立学校給食センター設置条例(昭和52年東広島市条例第11号)に基づき設置された東広島学校給食センター、西条学校給食センター、 <u>東広島北部学校給食センター</u> 及び安芸津学校給食センター(以下これらを「給食センター」という。)においては、小学校、中学校等の学校給食に関する事務を所掌する。			3 -略- 4 -略- (学校給食センター) 第14条 東広島市立学校給食センター設置条例(昭和52年東広島市条例第11号)に基づき設置された東広島学校給食センター、西条学校給食センター、 <u>八本松学校給食センター</u> 、 <u>福富学校給食センター</u> 、 <u>豊栄学校給食センター</u> 、 <u>河内学校給食センター</u> 及び安芸津学校給食センター(以下これらを「給食センター」という。)においては、小学校、中学校等の学校給食に関する事務を所掌する。		
2 給食センターの内部組織及び分掌事務は、おおむね次のとおりとする。			2 給食センターの内部組織及び分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		

新	旧
<p>業務係</p> <p>(1) 東広島市立学校給食センター運営委員会及び運営連絡会に関する こと。</p> <p>(2) 給食運営に関すること。</p> <p>(3) 給食の普及徹底に関すること。</p> <p>(4) 給食設備の充実に関すること。</p> <p>(5) 給食費に関すること。</p> <p>(6) <u>学校給食、保育所給食（西条学校給食センター及び東広島北部学校給食センターに限る。）及び認定こども園給食（東広島北部学校給食センターに限る。）</u>に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に関すること。</p> <p>(7) 給食の配送、回収及び運搬に関すること。</p> <p>(8) 献立表に基づく給食の調理に関すること。</p> <p>(9) 給食設備の運営に関すること。</p> <p>(10) 小学校及び中学校の配膳に関すること。</p>	<p>業務係</p> <p>(1) 東広島市立学校給食センター運営委員会及び運営連絡会に関する こと。</p> <p>(2) 給食運営に関すること。</p> <p>(3) 給食の普及徹底に関すること。</p> <p>(4) 給食設備の充実に関すること。</p> <p>(5) 給食費に関すること。</p> <p>(6) <u>学校給食及び保育所給食（東広島学校給食センター及び西条学校給食センターを除く。）</u>に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に関すること。</p> <p>(7) 給食の配送、回収及び運搬に関すること。</p> <p>(8) 献立表に基づく給食の調理に関すること。</p> <p>(9) 給食設備の運営に関すること。</p> <p>(10) 小学校及び中学校の配膳に関すること。</p>

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）新旧対照表【抜粋】

新				旧			
(職員の職) 第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。 2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。 別表第2（第3条関係）				(職員の職) 第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。 2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。 別表第2（第3条関係）			
職の置かれる組織	職名	職務	備考	職の置かれる組織	職名	職務	備考
組織規則第14条に規定する学校給食センター（以下この部において「センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。		組織規則第14条に規定する学校給食センター（以下この部において「センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。	
	副所長	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。	必要に応じ置く。		副所長	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。	必要に応じ置く。
	所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。		所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。
	<u>専門員</u>	<u>上司の命を受け、所定の専門事項の調査、研究又は審査等を行う。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>		指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他専門的事項の指導に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
	指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他専門的事項の指導に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。		係長	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。	
	係長	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。			主査	上司の命を受け、担当の事務を掌理する。	必要に応じ置く。
	主査	上司の命を受け、担当の事務を掌理する。	必要に応じ置く。		主任	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
	主任	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。				